

記者懇談会 報告

開催日：2013年8月1日

テーマ：ハーグ条約の施行に向けて

当会では、司法記者クラブを中心とするマスコミに弁護士会の取組みをご理解いただき今後の取材・報道に役立てていただくため、毎回ニュース性のある最先端の取組みをテーマに、そのテーマを専門とする会員を講師に招いて、2カ月に1回くらいの頻度で「記者懇談会」を開催し、さらに今年度から2カ月に1回くらいの頻度で「記者とのティーミーティング」を開催している。

本年度2回目の記者懇談会は、2013年8月1日、「ハーグ条約の施行に向けて」をテーマとして、大谷美紀子会員（弁護士法人東京パブリック法律事務所三田支所共同代表）を講師にして開催された。当会からは、大谷会員のほか、理事者、広報室嘱託が出席し、マスコミからは、論解説委員3名、司法記者6名が出席した。

初めに、大谷会員から、ハーグ条約の締結に向けた準備状況、ハーグ条約案件の予想される件数と対象国、ハーグ条約に関する正確な知識の普及の必要性などについて1時間強かけてレクチャーがあった。

ハーグ条約の締結に向けた準備状況では、法整備や関係機関（最高裁、外務省、法務省、日弁連）の準備状況の説明がなされたほか、今後、児童心理士・精神科医等の専門家との協議や、翻訳者リストの整備・研修等も必要と考えられるとの指摘がなされた。また、ハーグ条約について正確な理解がなされていない実例として、日本人と外国籍者との夫婦間でも国境を越えずに子の連れ去りをした場合にはハーグ条約の適用対象とならないし、日本人同士の夫婦間でも国境を越えて子どもの連れ去りをした場合にはハーグ条約の適用対象となるといったこと等が紹介された。

大谷会員のレクチャーに続いて、論解説委員、司法記者から、具体的な準備状況や想定されるケースについて質問が出されて、活発な質疑応答がなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）